

保護者や地域等からの要望等に関する教育委員会における取組

- ①弁護士や臨床心理士からなる「専門家チーム」を教育委員会に設置して学校を支援
(21教育委員会)
- ②保護者等からの苦情対応マニュアルの作成
(26教育委員会)

(平成22年8月文部科学省調査)

取組事例：東京都教育委員会

- ・学校と保護者や地域住民との間で生じた、学校だけでは解決困難な課題についての相談を受ける、「学校問題解決サポートセンター」を東京都教育相談センター内に開設。
- ・区市町村教育委員会、学校並びに保護者等から相談を受け付け、子供にとって何が大切かを第一に考え、必要に応じて専門家の助言をもとに、公平・中立な立場で対応。
- ・サポートセンターが、解決困難と判断した案件については、当事者の合意のもと、弁護士、精神科医、臨床心理士、警察OBなど専門家で構成するケース会議において当事者双方の意見を聞き、解決策を提示し、和解に向けた支援を行っている。

取組事例：香川県教育委員会

- ・小中学校へのアンケート調査を基に、保護者等からの様々な苦情等の捉え方とその対応の在り方について、教職員向けに研修資料を作成。
- ・実際にあった保護者からの要望や苦情を「わが子中心型」「ネグレクト型」「ノーモラル型」「学校依存型」「権利主張型」の5つのタイプに分類し、対応のポイントを紹介。
- ・組織的な学校運営、保護者等の多様な意見要望への対応など学校が抱える課題の解決にあたる「主幹教諭」を配置し、学校の組織運営の改善と学校支援の拡充を図っている。

苦情等に対する対応期間

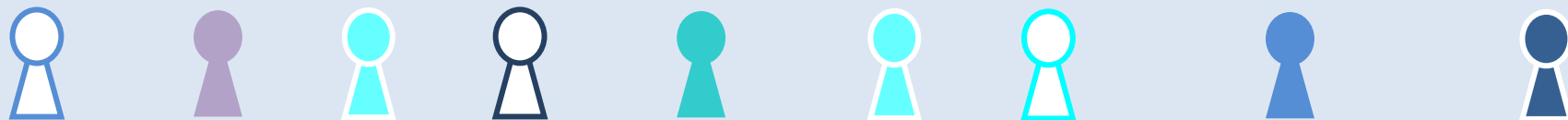


保護者や地域からの苦情・要望等に対応するための学校サポートチーム等の構築を支援し、チームとしての学校を支援する体制整備のモデル等を全国に発信。
 <委託事業:都道府県・市区町村(9自治体)>

学校サポートチーム 体制の構築

- ・有識者等によるサポートチームを教育委員会に設置
- ・地域の実情に応じた専門家や関係機関との連携によるチーム体制の検討

【学校サポートチーム】



福祉担当・弁護士・精神科医・警察OB・民生児童委員代表・保護者代表 etc.

学校



保護者・地域住民

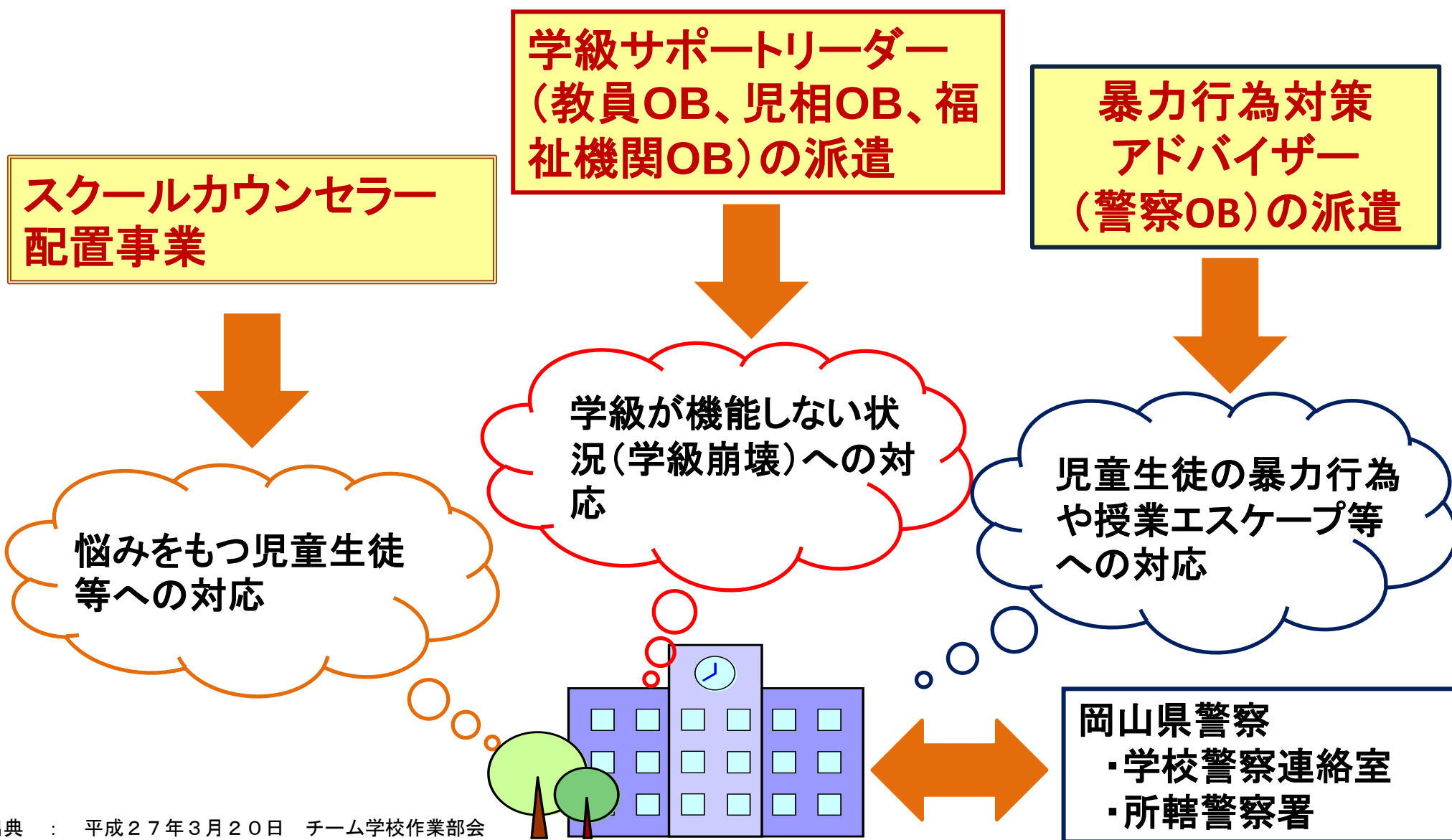
【学校サポートチームによる対応イメージ】

- ①電話相談:経験豊富な校長OB等が相談を受け、助言
- ②専門家助言:相談を受けた案件により、サポートチーム内の専門家による助言
- ③サポートチーム全員協議による解決策を提示!



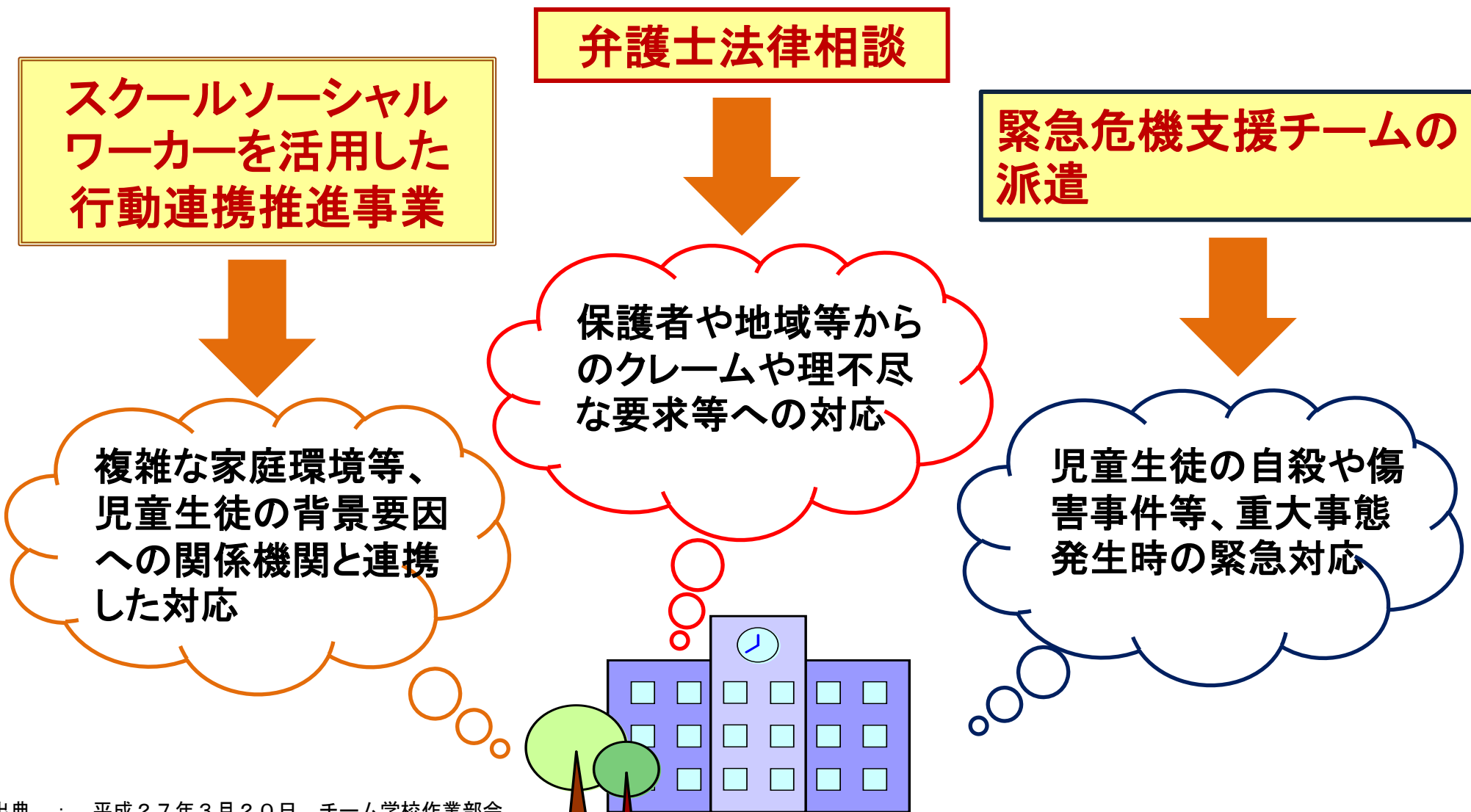
専門家を活用した学校等への支援体制（岡山県の例）

～児童生徒等への直接的な対応・支援～



専門家を活用した学校等への支援体制（岡山県の例）

～児童生徒や学校を取り巻く背景や重大事態への対応・支援～



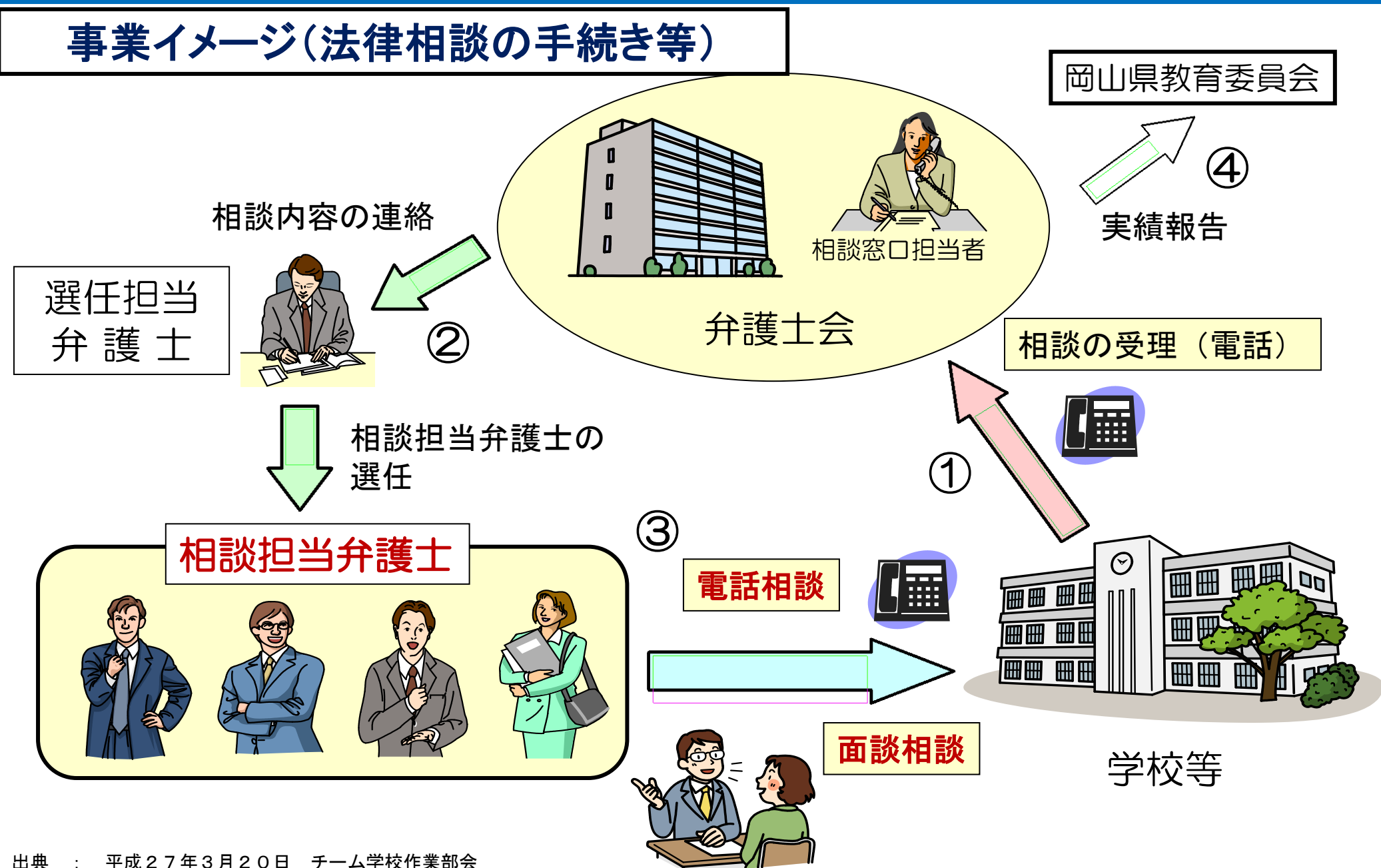
弁護士法律相談

保護者や地域等からの苦情や不当な要求行為等への対応に苦慮している学校が、
弁護士の法に基づく助言により要求等に適切に対応し、教職員が児童生徒への指導に専念できるようにする。（H26年7月事業開始）

- ・ 学校が相談窓口電話すれば、担当弁護士から電話がかかってくるシステム。手続きは非常に簡単であり、スピーディーに対応してもらえる。
- ・ 学校（組織）として相談することを前提としているため、校長の判断の下対応するが、相談窓口への電話等は、生徒指導主事等が行う場合もある。
- ・ 相談の内容に応じて担当弁護士が選任され、電話や面談により相談に応じる。
- ・ 弁護士は学校に対して、法を踏まえた適切な対応の在り方について助言する。 ※訴訟を前提としたものではない。
- ・ 県立学校及び市町村立学校に対する教育対象暴力や不当要求等の法的な問題に関する相談に応じる。

専門家を活用した学校等への支援体制（岡山県の例）

事業イメージ（法律相談の手続き等）



事業の実績及び課題

【実績】

小学校・・・1件 高等学校・・・5件（H27年3月18日現在）

- ・ 利用実績は、現段階においては少ないが、利用した学校からは、「弁護士の助言をもとに、難しい事例に対して自信を持って対応することができた。」という声を聞いている。

【課題】

- ・ 事業内容については周知が図られているが、学校には「弁護士に相談するほどの問題かどうか」という迷いがある。
- ・ 市町村立学校は、問題が発生し対応に困った場合には、まず市町村教委に相談し、その際、市町村教委がこれまでの経験に基づいて返答したり、顧問弁護士に相談したりする場合が多く、県教委の法律相談を利用するまでに至らないことが多い。
- ・ 学校に、法律相談のイメージが定着してくれば、活用が広がっていくものと思われる。